

改正

昭和55年7月31日規則第54号
昭和57年3月25日規則第18号
昭和57年6月30日規則第39号
昭和58年3月31日規則第40号
昭和58年5月31日規則第50号
昭和59年6月29日規則第54号
昭和60年6月29日規則第60号
昭和61年6月30日規則第61号
昭和62年3月27日規則第23号
昭和62年6月29日規則第60号
昭和63年6月30日規則第68号
平成元年6月30日規則第39号
平成2年6月29日規則第64号
平成2年12月28日規則第96号
平成3年6月26日規則第44号
平成4年6月26日規則第56号
平成5年3月26日規則第30号
平成5年5月28日規則第55号
平成5年6月25日規則第73号
平成6年7月1日規則第45号
平成6年9月30日規則第55号
平成7年6月29日規則第52号
平成8年6月28日規則第52号
平成9年3月31日規則第11号
平成9年6月30日規則第70号
平成10年6月26日規則第49号
平成10年6月26日規則第50号

平成11年3月31日規則第40号

平成11年6月30日規則第67号

平成12年3月31日規則第50号

平成12年6月30日規則第96号

平成13年1月4日規則第1号

平成13年7月31日規則第71号

平成14年10月24日規則第85号

平成15年8月28日規則第96号

平成16年3月31日規則第45号

平成16年8月19日規則第76号

平成17年3月31日規則第28号

平成17年7月5日規則第96号

平成17年10月31日規則第120号

平成18年3月31日規則第37号

平成18年5月31日規則第77号

平成19年3月30日規則第41号

平成20年6月30日規則第89号

平成21年3月31日規則第27号

平成21年6月30日規則第62号

平成22年6月30日規則第65号

平成24年3月30日規則第28号

平成24年6月29日規則第64号

平成26年6月30日規則第60号

平成26年9月30日規則第74号

平成28年3月31日規則第9号

平成29年6月30日規則第46号

平成30年6月29日規則第58号

令和3年3月31日規則第32号

令和5年12月28日規則第93号

令和6年6月28日規則第57号

令和7年11月28日規則第89号

川崎市老人福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の施行については、法、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(備付書類)

第2条 福祉事務所長は、法第10条の4第1項及び第11条の規定により措置した者（以下「被措置者」という。）について、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。ただし、法第10条の4第1項による被措置者については、第3号から第7号までに掲げる書類を省略することができる。

- (1) 面接記録票（第1号様式）
- (2) 老人指導措置台帳（第2号様式）
- (3) 措置費交付台帳（第5号様式）
- (4) 措置費用徴収台帳（第6号様式）
- (5) ケース番号登載簿（第7号様式）
- (6) 養護受託者登録簿（第8号様式）
- (7) 養護受託者台帳（第9号様式）

(措置開始申出書)

第3条 法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による措置を受けようとする者は、措置開始申出書（第10号様式）により、福祉事務所長に申し出なければならない。

(決定通知書等)

第4条 福祉事務所長は、法第10条の4第1項及び第11条の規定による措置を開始し、廃止し、又は変更したとき（当該措置を委託するものを変更したときを含む。以下同じ。）は、老人措置（開始・廃止・変更・申出却下）通知書（第11号様式）により、被措置者に対し、通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、措置の申出を却下したときは、老人措置（開始・廃止・変更・申出却下）通知書により、当該申出者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、前2項の通知をしたときは、その通知書の写しを市長に送付するものとする。

(養護受託申出書)

第5条 省令第1条の7の規定による申出は、養護受託申出書（第13号様式）によらなければならぬ。

2 福祉事務所長は、前項の養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者との適否について必要な調査を行い、適當と認めた者については養護受託者登録簿に登録とともに、養護受託者決定通知書（第14号様式）により、養護受託者とすることを不適當と認めた者については養護受託申出却下通知書（第15号様式）により、それぞれ当該申出者に通知しなければならない。

（便宜供与依頼書等）

第6条 福祉事務所長は、法第10条の4第1項の規定により、老人居宅生活支援事業を行うもの（以下「老人居宅生活支援事業者」という。）に便宜の供与を依頼するときは、便宜供与依頼書（第16号様式）により依頼しなければならない。

2 福祉事務所長は、法第11条第1項の規定により、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に老人を入所させ（他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。）、又は養護受託者に老人の養護を委託するときは、当該老人ホームの長又は養護受託者に対し、入所依頼書（第17号様式）又は養護依頼書（第18号様式）によりそれぞれ依頼しなければならない。

3 前2項の規定により便宜供与依頼書、入所依頼書又は養護依頼書の送付を受けた老人居宅生活支援事業者、老人ホームの長又は養護受託者は、（便宜供与・入所・養護）承諾（不承諾）書（第19号様式）により、当該福祉事務所長に通知しなければならない。

4 福祉事務所長は、法第10条の4第1項及び第11条の規定による措置を開始し、廃止し、又は変更したときは、当該老人居宅生活支援事業者、老人ホームの長又は養護受託者に対し、老人措置（開始・廃止・変更・申出却下）通知書により通知しなければならない。

（葬祭依頼書）

第7条 福祉事務所長は、法第11条第2項の規定により、被措置者の葬祭を老人ホームの長又は養護受託者に委託するときは、葬祭依頼書（第21号様式）により依頼しなければならない。

2 前項の規定により葬祭の依頼を受けた老人ホームの長又は養護受託者は、葬祭承諾（不承諾）書（第22号様式）により、当該福祉事務所長に通知しなければならない。

（要措置者の通告）

第8条 市長、民生委員その他の者は、法第10条の4及び第11条第1項の規定による措置を要すると認められる者を発見したときは、福祉事務所長に通知しなければならない。この場合において、

福祉事務所長は、当該措置を要すると認められる者が他の福祉事務所長の所管に属する者であるときは、当該地の福祉事務所長にこれを通報しなければならない。

(措置費の請求)

第9条 法第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用を請求するときは、老人居宅生活支援事業者及び特別養護老人ホームの長にあっては老人居宅生活支援事業者及び特別養護老人ホーム措置費請求書（第23号様式）に、養護老人ホームの長及び養護受託者にあっては養護老人ホーム及び養護受託措置費請求書（第24号様式）に明細を付して市長に提出しなければならない。

(概算交付及びその精算)

第10条 市長は、法第10条の4第1項及び法第11条の規定による措置の委託に要する費用を概算交付することができる。

2 前項の規定により概算交付を受けたものは、概算交付に係る期間満了後7日以内に措置費精算書（第24号の2様式）により、概算交付の精算を行わなければならない。

(費用の徴収等)

第11条 法第28条第1項の規定により、市長が被措置者又はその主たる扶養義務者から徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第10条の4第1項の規定による被措置者 当該措置に要した費用のうち市が支弁した額
- (2) 法第11条第1項の規定による被措置者のうち養護老人ホーム及び養護受託者に係る者又はその扶養義務者 別表第1又は別表第2に定める額
- (3) 法第11条第1項の規定による被措置者のうち特別養護老人ホームに係る者 当該措置に要した費用のうち市が支弁した額（当該額を徴収した場合にその被措置者が生活保護を必要とする状態となるときは、0円とする。）

2 福祉事務所長は、前項に規定する被措置者又はその主たる扶養義務者から徴収する費用の額（以下「徴収金」という。）を決定したときは、老人措置（開始・廃止・変更・申出却下）通知書により、被措置者又はその主たる扶養義務者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、前項の通知をしたときは、その通知書の写しを市長に送付するものとする。

(徴収金の変更)

第12条 福祉事務所長は、災害、疾病その他やむを得ない理由により被措置者又はその主たる扶養義務者の負担能力に変動が生じたときは、その変動の程度に応じて前条の規定による徴収金を変更することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により徴収金を変更した場合に準用する。

(老人ホーム事業開始届)

第13条 法第15条第4項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届（第27号様式）により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(養護老人ホーム業務報告)

第14条 養護老人ホームの事業を開始した養護老人ホームの管理者は、次に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 養護老人ホーム状況報告書（第32号様式） 翌月7日

(2) 養護老人ホーム措置状況報告書（第33号様式） 每4半期終了の翌月10日

(3) 翌年度予算書 每年2月10日

(改善命令による措置結果報告書)

第15条 社会福祉法人又は日本赤十字社（以下「社会福祉法人等」という。）は、法第19条第1項の規定により、施設の設備若しくは運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとった措置について、措置結果報告書（第34号様式）を当該処分を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(被措置者状況変動届)

第16条 省令第6条の規定による届出は、被措置者状況変動届（第35号様式）によるものとする。

(経由)

第17条 社会福祉法人等が設置する老人ホーム等について法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出すべき書類は、市長を経由しなければならない。

(委任)

第18条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この細則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則施行の際、老人福祉法施行細則（昭和38年神奈川県規則第100号）の規定により作成された帳簿及び書類で現に使用している帳簿及び書類は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（昭和55年7月31日規則第54号）

改正

昭和57年6月30日規則第93号

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和55年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則（昭和57年3月25日規則第18号）

この改正規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月30日規則第39号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の規則附則第4項、別表第1及び別表第2の規定は、昭和57年7月分の被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金から適用し、昭和57年6月分までの被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月31日規則第40号）

この改正規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年5月31日規則第50号）

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和58年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則附則第4項の規定は、昭和58年6月分の被措置者費用徴収金から適用し、昭和58年5月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月29日規則第54号）

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和59年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則附則第4項、別表第1及び第2の規定は、昭和59年7月分の被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金から適用し、昭和59年6月分までの被措置者費用徴収金及び扶養義務

者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年6月29日規則第60号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和60年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、昭和60年7月分の被措置者費用徴収金から適用し、昭和60年6月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年6月30日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和61年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、昭和61年7月分の被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金から適用し、昭和61年6月分までの被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月27日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (昭和62年6月29日規則第60号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、昭和62年7月分の被措置者費用徴収金から適用し、昭和62年6月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年6月30日規則第68号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和63年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則附則第4項、附則第5項、別表第1及び別表第2の規定は、昭和63年7月分の徴収金から適用し、昭和63年6月分までの徴収金は、なお従前の例による。

附 則 (平成元年6月30日規則第39号)

(施行期日)

1 この改正規則は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則附則第4項の規定は、平成元年7月分の被措置者費用徴収金から適用し、平成元年6月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年6月29日規則第64号)

(施行期日)

1 この規則は、平成2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則附則第4項の規定は、平成2年7月分の被措置者費用徴収金から適用し、平成2年6月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年12月28日規則第96号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月26日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則附則第4項の規定は、平成3年7月分の被措置者費用徴収金から適用し、平成3年6月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年6月26日規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則附則第4項の規定は、平成4年7月分の被措置者費用徴収金から適用し、平成4年6月分までの被措置者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月26日規則第30号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成 5 年 5 月 28 日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第1備考第2項及び別表第2備考第1項の規定は、平成5年5月分の被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金から適用し、平成5年4月分までの被措置者費用徴収金及び扶養義務者費用徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 5 年 6 月 25 日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市児童福祉法施行細則別表第5、第2条の規定による改正後の川崎市身体障害者福祉法施行細則別表第1、第3条の規定による改正後の川崎市精神薄弱者福祉法施行細則別表第1並びに第4条の規定による改正後の川崎市老人福祉法施行細則附則第4項及び別表第1の規定は、平成5年7月分の被措置者に係る徴収金から適用し、平成5年6月分までの被措置者に係る徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 7 月 1 日規則第45号)

改正

平成10年6月26日規則第50号

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、平成6年7月分の被措置者及び扶養義務者に係る徴収金から適用し、同年6月分までの被措置者及び扶養義務者に係る徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 9 月 30 日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により作成した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇

所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成 7 年 6 月 29 日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成 7 年 7 月分の徴収金又は負担金から適用し、同年 6 月分の徴収金又は負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年 6 月 28 日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成 8 年 7 月分の徴収金又は負担金から適用し、同年 6 月分までの徴収金又は負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 6 月 30 日規則第70号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成 9 年 7 月分の徴収金又は負担金から適用し、同年 6 月分までの徴収金又は負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年 6 月 26 日規則第49号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条から第 8 条までの規定による改正後の規則の規定中徴収金又は負担金に関する部分は、平成10年 7 月分の徴収金又は負担金から適用し、同年 6 月分までの徴収金又は負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年 6 月 26 日規則第50号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成11年6月30日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成11年7月分の徴収金又は負担金から適用し、同年6月分までの徴収金又は負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成12年6月30日規則第96号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成12年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月4日規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年7月31日規則第71号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月24日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成14年7月分の徴収金から適用する。

附 則 (平成15年8月28日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成15年7月分の徴収金から適用する。

附 則 (平成16年3月31日規則第45号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年8月19日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成16年7月分の徴収金から適用する。

附 則 (平成17年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成17年7月5日規則第96号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（第1条及び第2条に限る。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成17年10月31日規則第120号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成17年7月分の徴収金から適用する。

附 則 (平成18年3月31日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成18年5月31日規則第77号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成19年3月30日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、別表第2備考第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第1備考第2項の規定は、平成19年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月30日規則第89号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、平成20年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日規則第27号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、平成21年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日規則第65号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の川崎市母子保健法施行細則の規定、第2条の規定による改正後の川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則の規定、第3条の規定による改正後の川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の規定、第4条の規定による改正後の川崎市児童福祉法施行細則の規定及び第5条の規定による改正後の川崎市老人福祉法施行細則の規定は、平成22年7月分の徴収金及び負担金から適用し、同年6月分までの徴収金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成24年6月29日規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の川崎市母子保健法施行細則の規定、第2条の規定による改正後の川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則の規定、第3条の規定による改正後の川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の規定、第4条の規定による改正後の川崎市児童福祉法施行細則の規定及び第5条の規定による改正後の川崎市老人福祉法施行細則の規定は、平成24年7月分の徴収金及び負担金から適用し、同年6月分までの徴収金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則の規定、第2条の規定による改正後の川崎市児童福祉法施行細則の規定及び第3条の規定による改正後の川崎市老

人福祉法施行細則の規定は、平成26年7月分の負担金及び徴収金から適用し、同年6月分までの負担金及び徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月30日規則第74号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（第1条、第16条及び第19条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成29年6月30日規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市老人福祉法施行細則の規定、第2条の規定による改正後の川崎市母子保健法施行細則の規定及び第3条の規定による改正後の川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の規定は、平成29年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年6月29日規則第58号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (令和5年12月28日規則第93号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日規則第57号)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月28日規則第89号)

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

養護老人ホーム又は養護受託者被措置者費用徴収金額表

対象収入による階層区分		徴収金 (月額)
1	270,000円以下	0円
2	270,001円から 280,000円まで	1,000円
3	280,001円から 300,000円まで	1,800円
4	300,001円から 320,000円まで	3,400円
5	320,001円から 340,000円まで	4,700円
6	340,001円から 360,000円まで	5,800円
7	360,001円から 380,000円まで	7,500円
8	380,001円から 400,000円まで	9,100円
9	400,001円から 420,000円まで	10,800円
10	420,001円から 440,000円まで	12,500円
11	440,001円から 460,000円まで	14,100円
12	460,001円から 480,000円まで	15,800円
13	480,001円から 500,000円まで	17,500円
14	500,001円から 520,000円まで	19,100円
15	520,001円から 540,000円まで	20,800円
16	540,001円から 560,000円まで	22,500円
17	560,001円から 580,000円まで	24,100円
18	580,001円から 600,000円まで	25,800円
19	600,001円から 640,000円まで	27,500円
20	640,001円から 680,000円まで	30,800円

21	680,001円から 720,000円まで	34,100円
22	720,001円から 760,000円まで	37,500円
23	760,001円から 800,000円まで	39,800円
24	800,001円から 840,000円まで	41,800円
25	840,001円から 880,000円まで	43,800円
26	880,001円から 920,000円まで	45,800円
27	920,001円から 960,000円まで	47,800円
28	960,001円から 1,000,000円まで	49,800円
29	1,000,001円から 1,040,000円まで	51,800円
30	1,040,001円から 1,080,000円まで	54,400円
31	1,080,001円から 1,120,000円まで	57,100円
32	1,120,001円から 1,160,000円まで	59,800円
33	1,160,001円から 1,200,000円まで	62,400円
34	1,200,001円から 1,260,000円まで	65,100円
35	1,260,001円から 1,320,000円まで	69,100円
36	1,320,001円から 1,380,000円まで	73,100円
37	1,380,001円から 1,440,000円まで	77,100円
38	1,440,001円から 1,500,000円まで	81,100円
39	1,500,001円以上	1,500,000円超過額×0.9÷12月 + 81,100円 (100円未満切捨て)

備考

- この表に規定する「対象収入」とは、前年の収入（年金、恩給その他これに類する定期的に支給されるものの実際の受給額並びに地代、家賃等の財産収入、確定申告に基づく利子及び配当収入その他の収入に係る所得税法（昭和40年法律第33号）により算定する課税標準とされる所得の金額の合算額をいう。）から所得税、道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、森林環境税等の租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 被措置者の徴収金が168,100円を超える場合には、当該被措置者の徴収金は、168,100円とする。
- 月の中途中で養護老人ホームに入所し、若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、

若しくは転出した被措置者に係るその入所、若しくは退所又は転入若しくは転出した日の属する月の分の徴収金は、次の算式により算定した額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てるものとする。

$$\text{徴収金 (月額)} \times (\text{当該月の実措置日数} / \text{当該月の実日数})$$

4 3人部屋入居者については、徴収金から10分の1、4人部屋入居者については10分の2、5人及び6人部屋については10分の3、7人部屋以上の部屋入居者については10分の4をそれぞれ減額した額を徴収金とする。この場合においては100円未満の端数が生じた時は、当該金額を切り捨てるものとする。

5 徴収金が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表第2において同じ。）を超える場合には、この表の規定にかかわらず当該支弁額とする。

6 被措置者（養護老人ホームに措置した者で介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定を受け、特別養護老人ホームへの入所の申込みをしたものに限る。）の徴収金が49,460円を超える場合には、第2項の規定にかかわらず、当該被措置者の徴収金は、12月を限度として、49,460円とする。この場合においては、第4項の規定は、適用しない。

別表第2（第11条関係）

扶養義務者費用徴収金額表

税額等による階層区分		徴収金 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(単給を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C 1	A階層及びB階層を除き 前年分の所得税非課税の者	4,500円
C 2	当該年度分の市町村民税所得割課税の者	6,600円
D 1	A階層及びB階層を除き 15,000円以下	9,000円

D 2	前年分の所得税課税の者	15,001円から40,000円まで	13,500円
D 3	であって、その税額の年額区分が次の額である者	40,001円から70,000円まで	18,700円
D 4		70,001円から183,000円まで	29,000円
D 5		183,001円から403,000円まで	41,200円
D 6		403,001円から703,000円まで	54,200円
D 7		703,001円から1,078,000円まで	68,700円
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで	85,000円
D 9		1,632,001円から2,303,000円まで	102,900円
D 10		2,303,001円から3,117,000円まで	122,500円
D 11		3,117,001円から4,173,000円まで	143,800円
D 12		4,173,001円から5,334,000円まで	166,600円
D 13		5,334,001円から6,674,000円まで	191,200円
D 14		6,674,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

備考

1 月の中途中で老人ホームに入所し、若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者に係るその入所、若しくは退所、又は転入、若しくは転出した日の属する月の分の徴収金は、次の算式により算定した額とする。この場合において1円未満の端数が生じた時は、当該金額を切り捨てるものとする。

$$\text{徴収金 (月額)} \times (\text{当該月の実措置日数} / \text{当該月の実日数})$$

2 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C 1及びC 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 D 1～D14階層における「その税額」とは、所得税法、租税特別措置法（昭和32年法律第

26号) 及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により扶養控除を行うものとし、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号の規定については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第35項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

4 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、この表に規定する徵収金により算定するものとする。

5 徵収金が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表第1により徵収を受ける場合には、当該被措置者に係る徵収金（同表備考第6項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がないものとした場合における徵収金をいう。）を控除した残額）を超える場合には、この表の規定にかかわらず当該支弁額とする。

6 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の入所等の措置を受けている者の扶養義務者として費用徵収される場合には、この表による徵収額の一部又は全部を免除することができる。

様式目次

様式番号	名称	関係条文
1	面接記録票	第2条
2	老人指導措置台帳	第2条
3	措置決定伺	第2条
4	ケース記録表	第2条
5	措置費交付台帳	第2条

6	措置費用徴収台帳	第2条
7	ケース番号登載簿	第2条
8	養護受託者登録簿	第2条
9	養護受託者台帳	第2条
10	措置開始申出書	第3条
		第4条第1項・第2項
11	老人措置（開始・廃止・変更・申出却下）通知書	第6条第4項 第11条第2項
12	削除	
13	養護受託申出書	第5条第1項
14	養護受託者決定通知書	第5条第2項
15	養護受託申出却下通知書	第5条第2項
16	便宜供与依頼書	第6条第1項
17	入所依頼書	第6条第2項
18	養護依頼書	第6条第2項
19	（便宜供与・入所・養護）承諾（不承諾）書	第6条第3項
20	削除	
21	葬祭依頼書	第7条第1項
22	葬祭承諾（不承諾）書	第7条第2項
23	老人居宅生活支援事業及び特別養護老人ホーム措置費請求書	第9条
24	養護老人ホーム及び養護受託措置費請求書	第9条
24の2	措置費精算書	第10条第2項
25	削除	
26	削除	
27	老人ホーム事業開始届	第13条
28	削除	
29	削除	
30	削除	
31	削除	

32	養護老人ホーム状況報告書	第14条
33	養護老人ホーム措置状況報告書	第14条
34	措置結果報告書	第15条
35	被措置者状況変動届	第16条

第1号様式

面接記録票

[生保・身障・老人・児童・知障・母子・生資・その他]

受付番号	面接年月日	面接者	押印欄								
		印									
措置を受けようとする者の住所・世帯主氏名			来訪者の住所・氏名・電話				要措置者との関係				
氏名 電話											
			関係機関 からの連絡		電話						
相談対象の世帯構成	番号	氏名	続柄	性別	生年月日 (年齢)	心身の状況		職業・勤務先 就学先・学年	月収	学歴	備考 (他法等)
	1		主	男女	・ ()						
	2			男女	・ ()						
	3			男女	・ ()						
	4			男女	・ ()						
	5			男女	・ ()						
	6			男女	・ ()						
本籍地		(主)									
住居の状況	自家 (借家・間・地)	室数	畳数	家賃・地代		敷金	川崎市居住開始時期	年 月			
		室	畳 畳 畳	月 額 額	円	有・無	前住所				
1 来訪目的 2 措置の経歴 3 要措置者の家庭状況											
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>											

<p>-----</p>				
面接結果	<input type="checkbox"/> 申請受理 <input type="checkbox"/> 相談指導のみ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 関係先 _____ 電話 _____ 氏名 _____			備考
交付した必要書類	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 親等表 <input type="checkbox"/> 収入無収入申告書 (枚) <input type="checkbox"/> 給与証明書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 家賃地代等証明書 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 検診命令書 続柄(.....) 病院・医院・診療所 <input type="checkbox"/> 医療要否意見書 1 外来・入院・続柄(.....) 病院・医院・診療所 2 外来・入院・続柄(.....) 病院・医院・診療所 3 外来・入院・続柄(.....) 病院・医院・診療所			
	第1回調査予定日		_____年_____月_____日	

第2号様式

老人指導措置台帳

						ケース番号	
ふりがな 氏名				男・女	年月日生(歳)		
住所				住民登録地			
本籍							
民生委員	氏名		住所				
指導期間	年月日～			年月日			
施設名							
措置期間	年月日～			年月日			
親族等の状況	氏名	年齢	続柄	職業	住所(電話)	参考事項 (身元引受人はその旨記入)	
性格							
趣味・特技					嗜好		
身体障害者手帳	(種級)			生活保護受給状況			
健康保険	種類	(本人・家族)			記号番号		
年金・扶助料等	加入有・無 受給有・無	種類 記号番号			年金額 円		
その他の収入				費用徴収区分	階層 円		
資産の状況及びその管理者等							

生活歴(出身地、居住地、学歴、職業歴、結婚歴等明記)

現在の生活状況(本人の生活状況・家族関係等)

生活環境(住居の状況・本人の使用している部屋の状況・専用部屋の有無等)

その他参考事項(本人の意向等)

第3号様式及び第4号様式 削除

第5号様式

年度		措置費交付台帳						ケース番号		種類		
氏名		住所				施設名						
措置開始年月日 年 月 日		措置廃止年月日 年 月 日										
措置費交付内訳												
月別		内訳				事務費支給額	合計金額	記入年月日	請求処理年月日	追加交付返還及び戻入		
					冬期加算					期末一時扶助	事務費	記入年月日
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
摘要												

第6号様式

(老)措置費用徴収台帳

年度	ケース番号	委託先				
被措置者分				扶養義務者分		
				住所(〒) 電話()		
氏名				氏名		
徴収額の決定	年月日	・・・		年月日	・・・	
	金額	()階層 円		金額	()階層 円	
	年月日	・・・		年月日	・・・	
	金額	()階層 円		金額	()階層 円	
	年月日	・・・		年月日	・・・	
	金額	()階層 円		金額	()階層 円	
月	金額	収入年月日	処理経過	金額	収入年月日	処理経過
4	円	・・		円	・・	
5		・・			・・	
6		・・			・・	
7		・・			・・	
8		・・			・・	
9		・・			・・	
10		・・			・・	
11		・・			・・	
12		・・			・・	
1		・・			・・	
2		・・			・・	
3		・・			・・	
過年度分				過年度分		
年月	金額	収入年月日	処理経過	金額	収入年月日	処理経過
	円	・・		円	・・	
		・・			・・	
		・・			・・	
		・・			・・	
備考						

第7号様式

ケース番号登載簿

第8号様式

養護受託者登録簿

登録番号	登録月日	氏名	住所	電話	備考

第9号様式

養護受託者台帳				登録	第号		
本人の状況	氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日			年 月 日			
	現住所			電話()			
	本籍地						
	健康状態		職業				
	生活、身上の状況		収入の状況(月額)				
	履歴		資産その他				
家族等の状況	氏名	生年月日	続柄	職業	月収	学歴	健康状態
住居の状況	自宅・借家・借間・その他 ()			主として老人に充てられる部屋の状況			
	敷地			専用			
	床面積		㎡	共用(共用者)			
	構造		㎡	階			
	間数	室()	畳)	環境			
環境			通風				
			採光				
			湿度				

世帯の収支(月額)の状況	収入		支出		
養護受託を希望する理由					
養護受託の熱意					
社会環境					
本人及び家族に対する隣人見等の意見					
受託老人に対する希望					
参考事項					
委託老人名	氏名	性別	生年月日	委託年月日	備考

措置開始申出書

年 月 日

(あて先)
川崎市 福祉事務所長住 所
氏 名 印

次の理由により、老人福祉法第10条の4及び第11条の規定による措置の開始を申し出ます。

措置を要する方の氏名及び住所	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (男・女)
	住 所	電話 ()
受けようとする措置の種類	<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 養護受託者 <input type="checkbox"/> 老人居宅介護等事業 <input type="checkbox"/> 老人デイサービス事業 <input type="checkbox"/> 老人短期入所事業 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業 <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業	
	措置の開始を申し出る理由	
備考欄		福祉事務所受付欄

第
年
月
日

様

川崎市 福祉事務所長 印

老人措置(開始・廃止・変更・申出却下)通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名			
区分		措置の種類等	
決定年月日			
理由 及び備考		<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> 病弱者加算の認定 (- - - - ~ - - -) <input type="checkbox"/> 加算の特例の認定 <input type="checkbox"/> 移送費認定(円) <input type="checkbox"/> 葬祭費認定(円) <input type="checkbox"/> その他	
	本人 費用の徴収 階層区分 ()階層	年 月分から月額	円
		ただし、	
		年 月分に限り	円
費用の徴収	扶養義務者 費用の徴収 階層区分 ()階層	年 月分から月額	円
		ただし、	
		年 月分に限り	円

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求することができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第12号様式 削除

第13号様式

養護受託申出書

年 月 日

(あて先)

川崎市 福祉事務所長

申出者 住 所

氏 名

印

老人福祉法第11条第1項第3号に規定する養護受託者としての認定を受けたいので、申し出ます。

本人の状況	本籍地			生年月日 年 月 日			
	電話 ()			職 業			
	履歴						
健康状態	既往症 病名 発病 年 月 治癒 年 月			現 在 健康・やや健康・虚弱 持病 ない・ある (病名)			
家族等の状況	氏 名	生年月日	統 柄	職 業	月 収	学 歴	健康状態

養護受託 を希望する理由			
養護老人にに対する希望等			
その他			
住居の状況	自宅・借家・借間 その他() 敷地 床面積 構造 間数 環境	m ² m ² 室() 畳)	主として老人に充てられる部屋の 状況 専用 共用(共用者 階) 畳 (平面図は別添のとおり)
資産及び負債	資産(土地・家屋等について主なものを記入)		負債
世帯の収支(月額) の状況	収入 本人 家族等 計	円 円 円	支出

第14号様式

養護受託者決定通知書

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長 印

年 月 日付けの老人養護受託の申出について適當と認め、次のとおり老人養護受託者名簿に登録しました。

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

第15号様式

養護受託申出却下通知書

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長 印

年 月 日付けの老人養護受託の申出について、次の理由により不適當と認めました。

不適當と認めた理由

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

便 宜 供 与 依 賴 書

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長 印

老人福祉法第10条の4の規定により、次の者に対する便宜供与を依頼します。

氏 名	ふりがな	男 女	生年月日	年 月 日生 (歳)
住 所				
種 類	<input type="checkbox"/> 老人居宅介護等事業 <input type="checkbox"/> 老人デイサービス事業 <input type="checkbox"/> 老人短期入所事業 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業 <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業			
依頼する 曜日、時 間帯及び 期 間				
摘要				

入 所 依 頼 書

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長 印

老人福祉法第11条の規定により、次の者の入所を貴施設に依頼いたします。

氏 名	ふりがな	男 女	生年月日	年 月 日 (歳)
住 所				
摘 要				

養 護 依 賴 書

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長 印

老人福祉法第11条の規定により、次の者の養護をあなたに依頼いたします。

氏 名

男 生年
女 月日 年 月 日生

住 所

本籍地

健康状況

職 業

特 技

摘要

第19号様式

(便宜供与・入所・養護)承諾(不承諾)書

年 月 日

(あて先)

川崎市 福祉事務所長

事業者名
又は施設名

代表者名又は
養護受託者氏名

印

年 月 日付け 第 号をもって依頼のあった次の者に対する

便宜供与 を承諾します。
入所 は承諾できません。
養護

要措置者氏名	
措置年月日	年 月 日
摘要	

第20号様式 削除

第21号様式

葬 祭 依 頼 書

年 月 日

様

川崎市 福祉事務所長印

老人福祉法第11条第2項の規定に基づき、次の者の葬祭を依頼いたします。

氏 名 (男・女)

(年 月 日生)

措置前の住所

葬 祭 承 諾 (不 承 諾) 書

年 月 日

(あて先)

川崎市 福祉事務所長

施設名

施設長

印

年 月 日 付け

第

号をもって依頼のあった次の者の葬

祭 を承諾します。

祭 は承諾できません。

氏 名

(男・女)

葬祭年月日及び場所

葬祭の方法

(承諾できない理由)

老人居宅生活支援事業
及び特別養護老人ホーム 指置費請求書

金 _____ 円

年 月分老人保護措置費として、別添内訳書を添付して、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先)

川崎市長

所 在 地

事業者名

代表者名

印

振 込 先	銀 行 名	銀 行	本店・支店・出張所
	預 金 種 別 口 座 番 号	(普通・当座)	
	口座名義人		

第24号様式

養護老人ホーム
及び養護受託 指置費請求書

金 _____ 円

年度第 四半期分老人保護措置費として、前期分精算書を添えて上記のとおり
請求します。

年 月 日

(あて先)
川崎市長

所 在 地

施 設 名

代表者名

印

当該概算額 (1)	前 期 分 精 算 額 ③		差引請求額 (1)±③
	追 給 額 (+)	返 納 額 (-)	
円	円	円	円

振 込 先	銀 行 名	銀 行	本店・支店・出張所
	預 金 種 別 口 座 番 号	(普通・当座)	
	口 座 名 義 人		

第24号の2様式

措置費精算書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

所在地

施設名

代表者名

印

年度第 四半期分の老人保護措置費を次のとおり精算します。

当該概算額 ①	精算額 ②	① - ② = ③	
		追給額	返納額
円	円	円	円

第25号様式 削除

第26号様式 削除

第27号様式

老人ホーム事業開始届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名称

代表者

印

年 月 日付け 第 号をもって老人福祉法第15条第4項による老人ホームの認可を受けましたが、次のとおりその事業を開始しましたので、管理規程等関係書類を添えて届け出ます。

1 建物その他の設備完了年月日

2 入所開始年月日

第28号様式 削除

第29号様式 削除

第30号様式 削除

第31号様式 削除

第32号様式

養護老人ホーム状況報告書

年 月 日

(あて先)川崎市長

施設名

施設長

年 月分

入 所 状 況	福祉 事務所	月1日現在		月 中 の 状 況				
		実 人 員	入院者数	入所者数	退所者数	末日 実人員	月間延べ 人員	末日現在 入院者数
	計							
退 所 状 況	退所事由	措置変更	入院によ る措置廢 止	家庭復帰	病 死	老 衰	事 故 死	その 他
	退所人員							
待 機 状 況 (末 日 現 在)	区 分		待 機 期 間				計	
			3箇月未満	3箇月以上 6箇月未満	6箇月以上			
	市 所 管							
	県 内							
	そ の 他							
	計							

注 1 1日現在実人員は、事務費支弁額と一致するものとする。

2 1日付け入退所者数は、入所者数及び退所者数の欄にかつて書きで再掲する。

3 末日退所者数は、末日実人員の欄にかつて書きで再掲する。

第33号様式

養護老人ホーム措置状況報告書

(あて先)

川崎市長

年 月 日

施設名
施設長

年度第 四半期末

実施機関	年齢 64歳以下	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	合計
合計							

第34号様式

措置結果報告書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

名 称

代表者

印

年 月 日 付け 第 号により改善命令を受けたので、その措
置状況を次のとおり報告します。

- 1 命令の具体的な内容
- 2 命令により措置した事項

被措置者状況変動届

年 月 日

(あて先)

川崎市 福祉事務所長

施設名

施設長

印

次のとおり被措置者の状況に変動が生じたので、老人福祉法施行規則第6条の規定により届け出ます。

1 被措置者氏名

2 変動を生じた年月日

年 月 日

3 変動の事項